

グループワーク

グループ内で感想を話してから
質問したいことを最低1つ決めてください

(5分間)

=メモ欄=

グループワーク

パーマネンシー保障に向けて
ご自身の都道府県・市区町村において
改善や構築が必要なことは何ですか？
(体制・仕組み・支援メニュー など)
意見交換してください

(15分間)

=メモ欄=

参考文献



【第3章】

今日お伝えした
親子分離後の支援展開について、
順を追って解説しています。

(3)新たな策定要領の重要項目に関する講義

②山梨県中央児童相談所におけるパーマネンシー保障の取り組みについて（山梨県中央児童相談所 安留昭人様より）

令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等にむけた調査研究
次期社会的養育推進計画の策定に向けた意見交換会

山梨県中央児童相談所における パーマネンシー保障の取り組みについて

山梨県中央児童相談所
処遇指導課 安留昭人

2023 山梨県中央児童相談

日本財団と山梨県による「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」

○日本財団と山梨県は、家庭養育の推進や、親子支援・親子分離の予防などに取り組むことにより、すべての子どもの権利が尊重され、安全で安心であたたかい家庭において育つ社会の実現を目指すため、共同プロジェクトを実施。

○本事業を通じ、家庭養育推進の成果、課題等を検証し、全国において同様の取組を広げていくためのエビデンスの蓄積とモデルの構築を目指す。

- 1 協定名 家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定[期間: R3.4.1～R8.3.31(5年間)]
- 2 締結日 令和3年3月24日
- 3 締結者 日本財団、山梨県
- 4 役割 日本財団 山梨県

事業実施に伴う費用について、県との協議により決定した団体に対し、最長5年間、5億円規模を想定して助成(1億円/年×5年間=5億円)

令和7年度末までに、3歳未満の里親委託率75%達成等、家庭養育推進に努め、成果検証(早稲田大学社会的養育研究所が実施)のためのデータ提供等を行う

- 5 事業内容 (1)里親委託・特別養子縁組の推進
- (2)親子支援、親子分離の予防、子どもの家庭復帰の促進
- (3)乳児院・児童養護施設の機能転換、多機能化
- (4)子どもの権利の保障
- (5)自治体及び民間団体の研修
- (6)その他、家庭養育の推進に必要と考える事業

2023 山梨県中央児童相談

1

早稲田大学社会的養育研究所

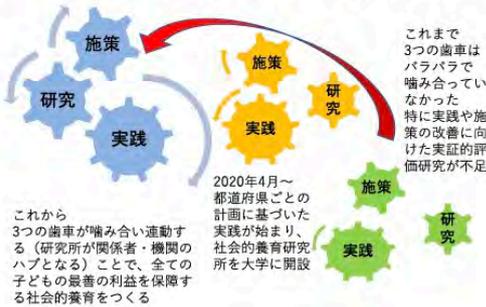
すべての子どもの最善の利益を保障するために
**「子どものために」で終わらず
 「子どもとともに」までつなげる**
 新しい社会的養育システムの実現に必要な
 エビデンスとそれに基づく実践展開、施策策定
 への支援体制の構築に取り組む

2016年改正児童福祉法に初めて子どもの権利と家庭養育優先原則について示され、**社会的養育体制構築の大変革期**を迎えた。
 2020年度から各自治体は5・10年の計画を策定し実践展開。
 2022年の法改正を経てさらなる発展が期待されている。

2020年4月に社会的養育研究所を開設し、7月より日本財団助成を受けて新たなシステムの構築に向けて評価研究、実践現場への情報提供やプログラム開発・導入等に取り組む。

2021/22年度厚生労働省調査研究事業として社会的養育推進計画の策定・実践に向けた調査研究実施。国、自治体、民間、関連領域の様々な分野の専門家や研究者をつなげる役割も担う。

研究・実践・施策を連動させた社会的養育の構築

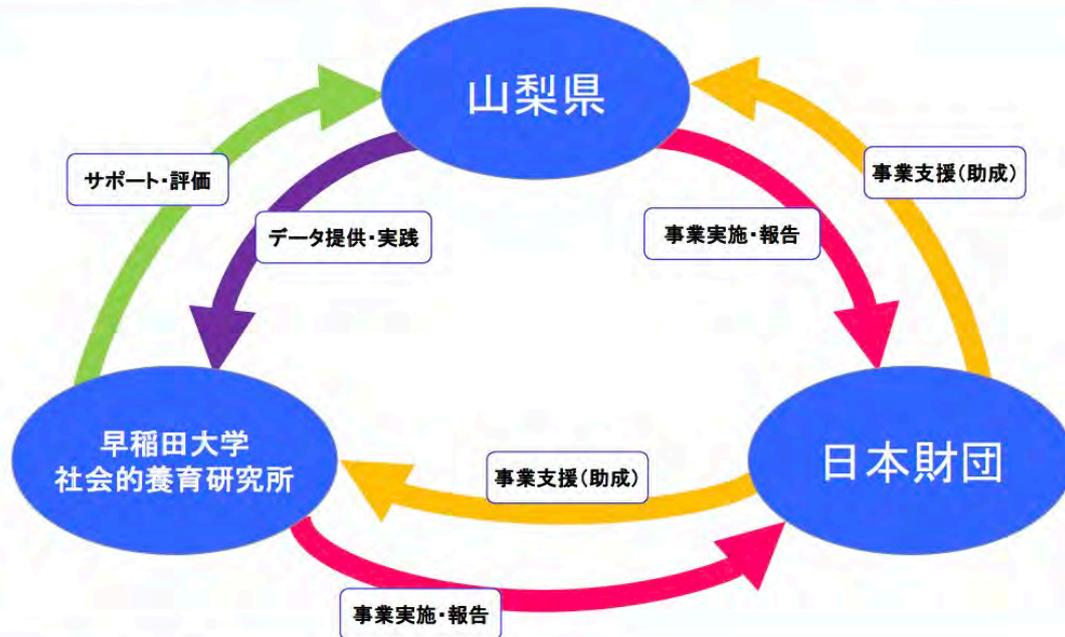


【プロジェクト概要】

1. 社会的養育に関するエビデンス・情報の整理・蓄積と提供
2. 新しい社会的養育実践に必要なプログラム・システム等の開発・導入
3. **家庭養育推進自治体モデルプロジェクト実施のサポート・評価**
 ① 福岡市 ② **山梨県** ③ 大分県
4. 関係者ネットワークの構築と人材育成
5. 子ども当事者の意見聴取、研究所事業への反映
6. 関係者・機関、社会全体に向けての発信・協働の呼びかけ

早稲田大学社会的養育研究所 上鹿渡和宏所長
 早稲田大学総合研究機構主催第1回シンポジウム資料より

「家庭養育推進自治体モデル事業に関する協定」における関係



パーマネンシー (Permanency) とは

パーマネンシーの質を高める要素

意図と傾倒

家庭が続いていくことが意図(Intent)されていて、家族が子どもに傾倒(Commit)している

共通の未来

当然に共通の未来を想定し、家族との関係の継続性(Continuity)を提供している

所属感

子どもに法的地位が与えられて権利が守られ、所属感が促進されている

Emlen et al. (1977)

本実践における「パーマネンシー」 = パーマネンシープランニングの達成目標

共通の未来への永続的なつながりを当然の前提として、傾倒的な関わりの中で安心や所属感を感じさせる家族がいる養育環境

- 安全で妨げられない情緒的な結びつきと、将来への予測可能性
- 安定したアタッチメントの形成、アイデンティティの獲得
- 生涯にわたるWell-beingへ

早稲田大学社会的養育研究所 福井充招聘研究員
パーマネンシープランニングモデル実践ガイドラインより

パーマネンシーゴールとパーマネンシープランニング

本実践における「パーマネンシーゴール」

- ① 出身家庭へ復帰し、実家族のもとで安全に育つ【**家庭復帰**】→**家庭維持**
- ② 親族や親の知人など実家族との繋がりを感ぜられる家庭で育つ【**親族養育**】
(親族との養子縁組、親族里親委託、親族による養育里親などの枠組みに基づく養育を優先)
- ③ 特別養子縁組や養子縁組里親による家庭で育つ【**養親養育**】
- ④ 里親家庭で育つ里親養育【**里親養育**】
(養育への関与や親子交流を継続する家族との協働による)
(家族交流がない児童が長期委託された養育里親の特別養子・普通養子となる選択も要検討)

本実践における「パーマネンシープランニング」

家族から離された子どもに合ったパーマネンシーゴールを設定し、複数のゴールを並行準備しながら、家族や関係者と協働して一定期間内に支援と評価を繰り返す強固なケースマネジメントにより、子どもの時間感覚を重視したパーマネンシーの早期達成をめざす

早稲田大学社会的養育研究所 福井充招聘研究員
パーマネンシープランニングモデル実践ガイドラインより
一部変更

パーマネンシープランニングモデル導入のきっかけ

協定の理念を踏まえ、家庭養育を推進するための取り組みとは？



児童相談所の抱える様々な課題



早稲田大学社会的養育研究所からの提案 — ケースマネジメントモデル構築

施設入所措置、里親委託措置ケースの課題①

在宅ケース、一時保護ケースの対応で余裕がない
(目の前の対応を優先せざるを得ない状況)



施設入所ケース、里親委託ケースの家庭引取に向けた支援の停滞



満年齢(高校卒業時)での措置解除退所

施設入所措置、里親委託措置ケースの課題②

在宅ケース、一時保護ケースの対応で余裕がない
(目の前の対応を優先せざるを得ない状況)



すぐに委託可能な里親が少ない
委託後の支援を施設よりも丁寧に行なければならない



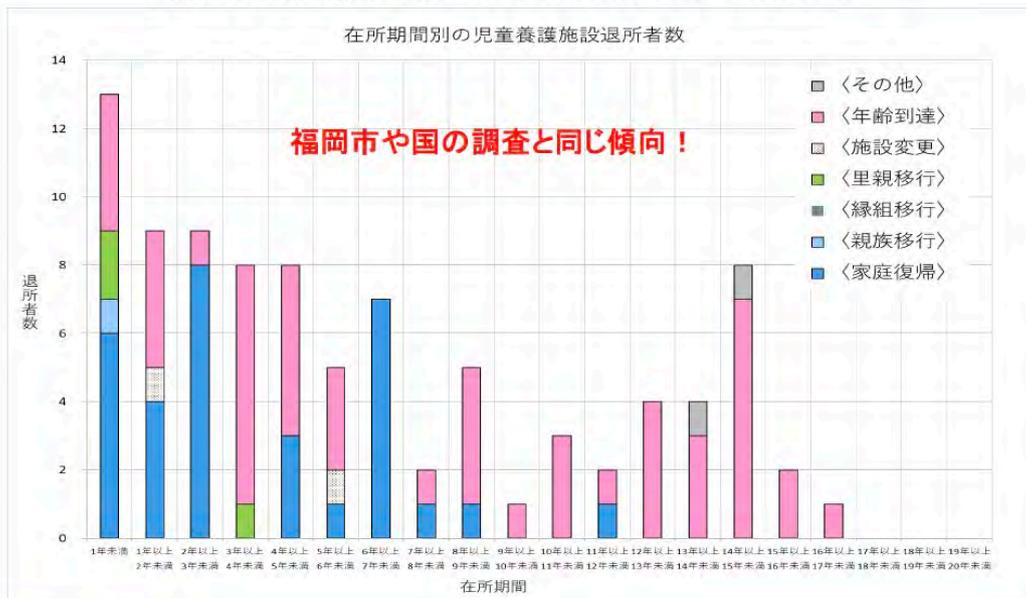
里親委託よりも施設入所を選択



満年齢(高校卒業時)での措置解除退所

施設入所措置、里親委託措置ケースの課題

退所区分と入所期間(山梨県中央児相:2018.4.1~2021.3.31の91名)



パーマネンシープランニングモデルの導入

家庭復帰の促進

↳ 実家庭・地域に戻す

家庭養育の推進

↳ 実親による養育、親族による養育、養親による養育、里親による養育



早稲田大学社会的養育研究所の提唱する

パーマネンシープランニングモデルの導入

パーマネンシープランニングモデルの導入の流れ

○令和3年度

- ・予備的調査、評価指標検討
- ・パーマネンシー、パーマネンシープランニングモデル理解のための研修

○令和4年度

- ・基礎調査、評価指標決定、実践のためのガイドライン作成
- ・パーマネンシー、パーマネンシープランニングモデル理解のための研修
- ・実践開始に向けた組織、業務の見直し

○令和5年度

- ・実践開始
- ・ガイドライン修正
- ・評価のための調査

パーマネンシープランニングモデル導入後の雰囲気

○令和3年度の所内の雰囲気

理解や共感してくれる職員もいる一方で

「里親委託率をあげる手段でしょ」

「自分には関係ない。担当者と早稲田でやって」

「分かるけど、そんな余裕はない」

「自分が施設や里親のケースを担当しないなら大賛成」

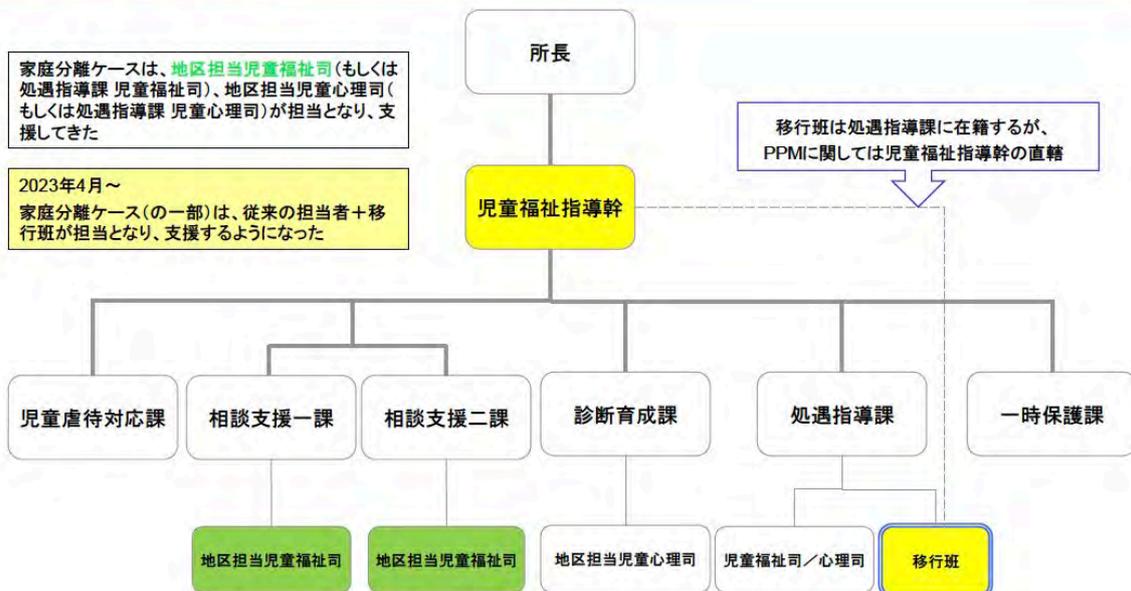
などの意見もあった

○令和4年度の所内の雰囲気

パーマネンシー保障について、職員の理解が更に進む

自分達に取り組むべきものという考え方に

組織図(R5年度～)



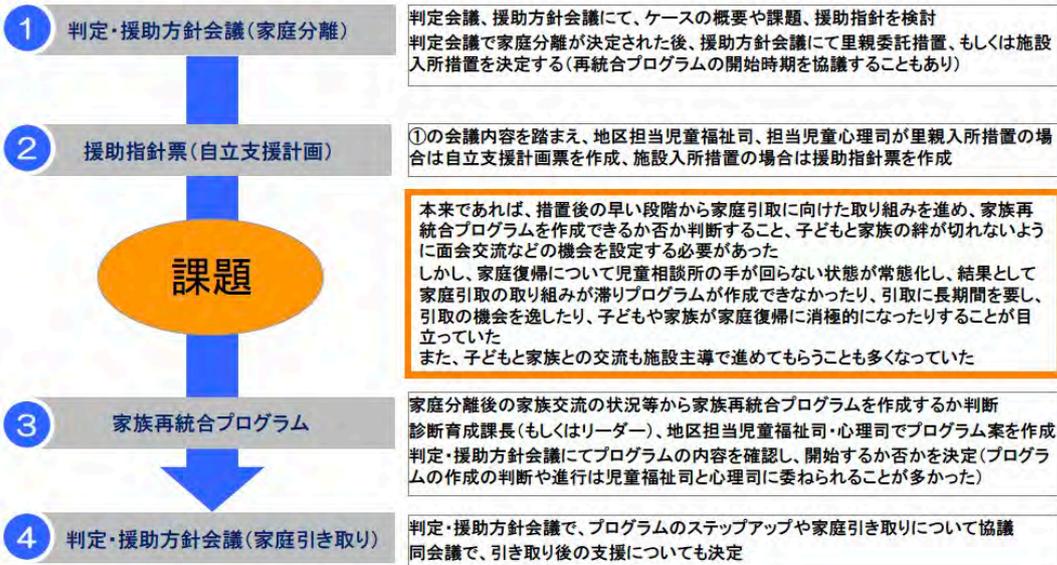
各課がより連携しやすい体制に

移行班の業務

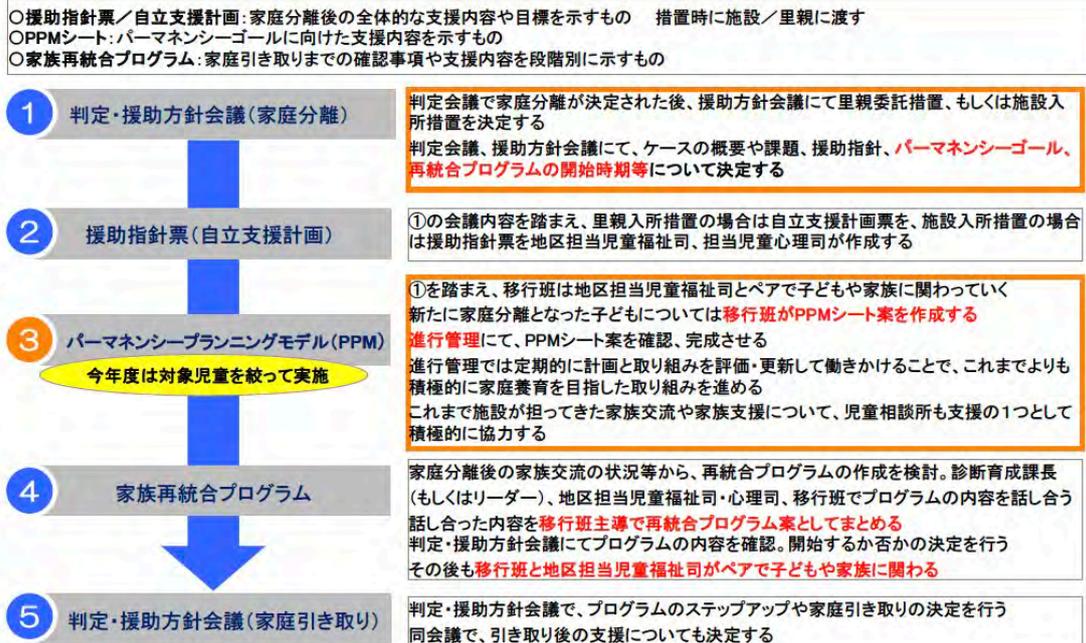
- ① パーマネンシープランの作成 (PPM対象児童全員分)
担当児童福祉司らと相談して、規定のシートにゴールや支援内容を記載し、案を作成するプラン案を進行管理で確認し、完成させる
- ② 進行管理 (週1回)
進行管理には、移行班、児童福祉指導幹、診断育成課長、処遇指導課長、担当児童福祉司、児童心理司などが参加。移行班がプランの内容を説明し、ゴールや支援内容を修正・更新する
- ③ (副担当として) 地区担当児童福祉司や心理司とケースの支援
児童面接、保護者面接、施設職員との打ち合わせ、面会支援などを行う
- ④ 早稲田大学社会的養育研究所との連携
メゾ調査、打ち合わせ参加など

家庭分離から家庭引き取りまでの業務の流れ (R4年度まで)

- 援助指針票/自立支援計画: 家庭分離後の全体的な支援内容や目標を示すもの 措置時に施設/里親に渡すのが原則
- 家族再統合プログラム: 家庭引き取りまでの確認事項や支援内容を段階別に示すもの



家庭分離から家庭引き取りまでの業務の流れ(R5年度～)



PPMの対象者とメゾ調査

- 今回のPPMの対象者: **メゾ調査**の対象ケース(36名)
 +メゾ調査の対象ケースのきょうだいケース(8名)
 +令和5年度に家庭分離となったケース
 +(実践前もしくは実践後に)家族再統合プログラムを実施しているケース
 ⇒現時点で80ケース強

○メゾ調査: 早稲田大学社会的養育研究所と共同で行う調査

児童相談所はパーマネンシープランニングモデル適用候補児童のメゾ視点でのモニタリング指標11項目を収集

候補児童の条件は、次の1～4すべてに該当すること

基準日: 令和4年4月1日

- 条件1: 基準日時点で山梨県の児童相談所が乳児院または児童養護施設に措置している児童
- 条件2: 令和3年9月30日以前に措置された児童
- 条件3: 6歳未満でとられた措置(法27条1項3号)が基準日時点で継続されている児童
- 条件4: 基準日時点で15歳未満の児童(平成H19年4月2日)以後に生まれた児童

PPM 進行管理

家庭移行支援打ち合わせ

令和5年8月23日
午後1時00分～

| 対象児童 | 年齢 | 措置先 | プラン1 | プラン2 | プラン3 | 進捗状況 | 家族再統合 | PPM担当 | 地区担当 | 次回確認日 |
|------|---------|-----|------|------|----------------|---------------|-------|-------|------|---------|
| | 12歳11ヶ月 | | 家庭復帰 | 親族養育 | 里親養育 | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.17 |
| | 11歳4ヶ月 | | 家庭復帰 | 親族養育 | 里親養育 | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.17 |
| | 7歳1ヶ月 | | 家庭復帰 | 里親養育 | 家族関係を維持して施設で生活 | 面会中(プログラム実施中) | ステップ2 | | | R5.8.16 |
| | 6歳6ヶ月 | | 家庭復帰 | 里親養育 | 家族関係を維持して施設で生活 | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.16 |
| | 4歳2ヶ月 | | 家庭復帰 | 親族養育 | 里親養育 | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.16 |
| | 5歳9ヶ月 | | 家庭復帰 | 親族養育 | 里親養育 | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.17 |
| | 5歳11ヶ月 | | 家庭復帰 | 里親養育 | | 面会交流 | 未作成 | | | R5.8.17 |

OPPM進行管理にて、毎週5～6ケースのPPMの進捗状況の確認を行う。

○出席者:児童福祉指導幹、診断育成課長、処遇指導課長、地区担当、移行班 (ケースによっては相談支援課長も入る)

2023 山梨県中央児童相談

18

PPMシート&ケース概括(PPM用)

フォーマットシート (簡易版) R5.7.27

| | | |
|--|---|--|
| 1 家族引取 (母及び内縁男性) | 2 里親養育 | 3 家族関係を維持しながら施設生活での自立を図る |
| 最終計測期 | 3ヶ月 | |
| 児童相談所が | 施設・里親()が | 評価 |
| 誰に、何を | 誰に、何を | |
| <p>○母に対して</p> <p>- 外泊は月2回程度の頻度で継続する。母には自身の状態に向けて働きかけを行い、外泊時の対応や、今後についての意向を確認する。母の体調が悪化した場合の対応方法を、家族引取までに定めておく。</p> <p>○本児に対して</p> <p>- 本児は2ヶ月に1回面接を実施し、家族引取に向けた本児の意向や、外泊時の様子について聞き取りを行う。</p> | <p>- 現在、本児は自宅への外泊を月に1回程度実施している。頻度については「学校や友人のこともあり、そんなに急激な変化でも無い」といふ本児の意向を反映させている。外泊時は必ず内縁男性が自宅の日に行われる。本児は「母と一緒に暮らして過ごすのが好き」と述べている。</p> <p>- 本児はR5.8.11に施設にて面接を実施している。本児は「施設まで施設から通りたい」と述べている。夏休み中に再度意向確認を予定している。</p> | |
| <p>どうなったか、ゴール2またはゴール3へ方針転換するか？</p> <p>○母の状況が精神的、肉体的に悪化し、本児を養育することが困難となった場合 (→ゴール2)</p> <p>○母が本児を養育するにあたり、自らサポートを受けられないことが明らかな場合 (→ゴール2)</p> <p>○本児が家族引取及び里親養育を希望した場合 (→ゴール3)</p> | | |
| ゴール2に向けて | ゴール2に向けて | 評価 |
| <p>措置変更について母に説明し、養育里親の調査に必要な支援を実施する。</p> | | <p>- 本児は母及び養父との交流を続けながら施設で生活しており、現状、措置となる業務もない状況であるため、ゴール2に向けた準備は実施していない。</p> <p>- ゴール2に向けての準備は継続しており施設に生活しながらの家族との交流を行っている。</p> |
| ゴール3に向けて | ゴール3に向けて | |
| <p>施設と本児の養育状況について母と情報共有を行い、交流を継続できるように調整を行う。</p> | | |

作成者: 職員名

ケース概要 (PPM)

作成日 令和6年1月24日 作成者 青木

| | | |
|--------|--|------------|
| ふりがな | 主訴 | |
| 氏名 | 男 | 措置施設 養育里親 |
| 生年月日 | 生 1歳 | 措置期間 0年5ヶ月 |
| 措置理由 | <p>本ケースは、母から市へ「内縁男性(養父)と喧嘩をして家を追い出された。もう子どもを育てていけない」と連絡があり、母の精神状態が悪く、本児の養育が困難な状況であったため、市からの支援を受けて母へネグレクトとして受理したものである。同日、母子と母の友人(女性)が当所へ来所し、母からも「体調が悪いので預かってください」と保護の依頼があり、翌日、一時保護を実施、その後、養育里親委託措置となった。</p> | |
| 本児の意向 | | |
| 保護者の意向 | | |
| 交流の状況 | <p>母</p> <p>母方祖父母</p> | |
| 家庭の状況 | <p>(母の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際男性宅(養父とは別人)で生活している。 ・ 交際男性と暮らして、本児を引き取りたいと思っている。相手とも話している。 | |
| 家族・親族 | 続柄 | 氏名 |
| | 母 | |
| | 本児 | |
| | 母方祖父 | |
| | 母方祖母 | |
| | 養父 | |
| | 交際男性 | |
| 備考 | 生年月日 | 年齢 |
| | | |
| | 職業及び学校等 | 備考 |
| | | |

2023 山梨県中央児童相談

19

パーマネンシープランニングモデルの実践後(令和5年4月1日以降)

職員の意識の変化(パーマネンシーが当たり前)

移行班の進行管理



施設入所措置児童との関わりが増加(+施設職員とも ▲)

家庭(保護者)との関わりが増加



停滞していたケースに動きが出てきた

児童、家庭、施設との関係が(少し)良好になった

パーマネンシープランニングモデルの実践後(令和5年4月1日以降)

現時点の実績

* 対象児:80ケース強

家庭引き取り : 1ケース

* 満年齢措置解除(家庭引き取り)は除く

養育里親に移行 : 5ケース

今年度末の家庭引き取り(予定) : 3ケース

家族再統合プログラムを作成し進行中 : 8ケース

* 実践前に作成したものは除く

養育里親への移行のためマッチング中 : 1ケース

日本財団との協定 令和5年度末の3歳未満里親委託率71.1%には届かなかったが、当所の3歳未満の児童の里親委託率60%前後で推移している。

導入後の課題

課題

対象児童の限定
移行班の動き(進行管理が中心)



対象児童の拡大
児童相談所内の業務の見直し

職員体制(適切な職員数)が必要

課題

不十分な地域の理解
不十分な施設の理解
不十分な里親の理解
「家庭に返していいのか?」



研修や会議を通じて、パーマネンシー
やプランニングモデルへの理解の促進

早稲田大学社会的養育研究所との協働

最後に

子どものパーマネンシーを保障していくことは大事



次期社会的養育推進計画、次期児童相談所運営指針



「子どものために、子どもとともに」
私達は最大限の努力を

ご静聴ありがとうございました

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

都道府県等における次期社会的養育推進計画の策定推進等に向けた調査研究
報告書

令和6（2024）年3月
